

令和5年2月21日

財務大臣 鈴木 俊一 殿

東京青年税理士連盟
会長 高橋 紀充
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番8号
代々木第10下田ビル7階
電話 03-3356-2916

令和5年度税制改正の大綱に対する意見書

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約500名により組織されており、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っています。

当連盟は、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正の大綱（以下「大綱」といいます。）について検討しました。

国民主権の原理及び納税者の権利擁護の観点から、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」「消費税インボイス制度」について、意見致します。

1 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について

今回の大綱では、我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、税制部分については令和9年度に向けて複数年かけて法人税、所得税及びたばこ税についての措置が盛り込まれている。

そもそも防衛力の強化自体について国民的な議論が一切なされていない中、閣議決定のみで国民の負担を伴う税制措置を決めていることが、国民主権の原理の観点から到底容認できない。

また、所得税における措置では当面の間、税率1%の新たな付加税を課すと同時に、現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長するとなっている。延長期間は復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする事で配慮しているとのことであるが、当該措置は未だ復興の途上にある被災地の状況のみならず被災者の心情を無視した暴論である。よって、まずは防衛力強化に係る議論から始めることとし、税制措置についてはその後で改めて検討すべきである。

2 消費税インボイス制度について

大綱では、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合に、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることで事業者の事務負担と納税負担の軽減を図っている。

そもそも消費税法第9条により小規模事業者は納税義務を免除されているにも関わらず、取引先等との商取引の都合上、適格請求書等発行事業者を選択したことによりこの規定の適用を受けられなくなる「インボイス制度」は、消費税法の予定している範囲を逸脱している。

確かに消費税創設時よりも小規模事業者の事務負担は情報技術の進展や会計ソフトの普及などにより逡減しているかもしれないが、消費税法第9条が改正されずに存置されているのは、事務負担と納税負担に配慮すべき小規模事業者がいまだ数多くいる証左である。我々も消費税法第9条は小規模事業者を保護すべき条文であり維持すべきと考える。

たとえ納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割という軽減措置であっても、これまで免税事業者であった者にとっては、事務負担と納税負担があらたに生じることに変わりはない。

消費税法第9条により本来護られるべき納税者が護られない大綱の軽減措置及びインボイス制度について、納税者の権利擁護の観点から断固として反対する。

以上